

市内の住宅・建築物の耐震化を促進するため 耐震改修促進計画を策定しました

佐賀県は平成16年まで、大規模な地震の発生はなく、年3回程度、震度3以下の地震が発生していました。しかし、平成17年3月に発生した福岡西方沖を震源とする地震では、県内で始めて震度6弱を記録し、地震は「いつ」「どこ」でも起きうるものであることを再認識させられました。このような中、「耐震改修促進法」が改正され、佐賀県は耐震改修促進計画の策定が義務づけられました。本市もこれを受け、市内の住宅・建

築物の耐震化を促進するため、耐震改修促進計画を策定しました。

- 武雄市耐震改修促進計画概要
- ① 計画の概要
- ② 既存建築物の耐震化の現状
- ③ 建築物の耐震診断及び耐震改修の実施に関する目標
- ④ 普及・啓発の推進
- ⑤ 支援制度・体制の整備
- ⑥ 地域住民や関係機関との連携
- ⑦ 公共建築物に対する耐震改修促進の取り組み

住みたい、住み続けたい魅力ある武雄づくりのために 住宅マスタープランを策定しました

住宅マスタープランを策定しましたので公表します。

近年、少子高齢化や人口・世帯構造の変化が進展する中、新たな時代に対応した住宅政策への転換が必要となり、平成18年6月に将来における豊かな住生活の実現を図ることを目的とした「住生活基本法」が制定されました。本市においても、今後人口減少が予測される中、量の確保から良質な住宅ストックを承継していく施策への転換が求められていま

● 閲覧方法

市役所の行政資料閲覧コーナー
建設課建築係

市ホームページ

※行政資料閲覧コーナー、建設課での閲覧は、平日の8時30分から17時まで。市ホームページはいつでもご覧になれます。



情報公開コーナー
(市役所3階)

☎ まちづくり部建設課
23-66360



担当:市丸

● 武雄市住宅マスタープラン概要

- ① 計画の目的・位置づけ・期間
- ② 住宅・住環境の現状と課題
- ③ 基本理念・基本目的
- ④ 施策の展開方向
- ⑤ 施策の推進



☎ まちづくり部建設課
23-66360



担当:田栗

みなさんの声をお聞かせください 行政相談会 ふれあい福祉相談の開催

毎日の暮らしの中で、官公庁や公共機関が行っている仕事について、苦情やご意見・ご要望はありませんか。武雄市でも次の日程で、行政相談会を開催します。当日は、福祉全般に関する相談と合同で開催します。相談は無料で、秘密は固く守られますので、お気軽にご利用ください。

■日時 5月19日(火) 9時～16時

■場所 武雄市役所

1 階会議室B (西側)

■ 行政相談委員

▽中山利光(武雄区)

▽中原正敏(西真手野区)

5月18日～24日は
「春の行政相談週間」です。

☎ 政策部総務課
23-66315



担当:久保